

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	11 件
厚生年金関係	11 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	12 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月30日から同年5月1日まで

私は、昭和45年10月にB社に入社し、一貫してC社グループに勤務しているにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となっていない。

昭和47年4月30日にA社又はD社に勤務したことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社からの回答書及び同社発行の在籍証明書により、申立人は、C社グループに継続して勤務し（昭和47年5月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているものの、事業主が資格喪失日を昭和47年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納入されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は18万1,000円、同年12月10日は23万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成22年7月2日に訂正されているオンライン記録では、19年6月29日は18万1,000円、同年12月10日は23万6,000円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は18万1,000円、同年12月10日は23万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から平成 19 年 6 月 29 日は 18 万 1,000 円、同年 12 月 10 日は 23 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は45万2,000円、同年12月10日は46万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成22年7月2日に訂正されているオンライン記録では、19年6月29日は45万2,000円、同年12月10日は47万8,000円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は45万2,000円、同年12月10日は46万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から平成 19 年 6 月 29 日は 45 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 46 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は19万9,000円、同年12月10日は25万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成22年7月2日に訂正されているオンライン記録では、19年6月29日は19万9,000円、同年12月10日は26万2,000円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は19万9,000円、同年12月10日は25万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から平成 19 年 6 月 29 日は 19 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 25 万 5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は48万円、同年12月10日は49万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成22年7月2日に訂正されているオンライン記録では、19年6月29日は48万円、同年12月10日は51万円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は48万円、同年12月10日は49万7,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から平成 19 年 6 月 29 日は 48 万円、同年 12 月 10 日は 49 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は41万2,000円、同年12月10日は42万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和59年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成22年7月2日に訂正されているオンライン記録では、19年6月29日は41万2,000円、同年12月10日は43万4,000円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は41万2,000円、同年12月10日は42万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から平成 19 年 6 月 29 日は 41 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 42 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は38万4,000円、同年12月10日は39万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成22年7月2日に訂正されているオンライン記録では、19年6月29日は38万4,000円、同年12月10日は40万2,000円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は38万4,000円、同年12月10日は39万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から平成 19 年 6 月 29 日は 38 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 39 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は18万4,000円、同年12月10日は23万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成22年7月2日に訂正されているオンライン記録では、19年6月29日は18万4,000円、同年12月10日は24万円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は18万4,000円、同年12月10日は23万4,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から平成 19 年 6 月 29 日は 18 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 23 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年6月29日は38万4,000円、同年12月10日は39万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年6月29日
② 平成19年12月10日

平成19年6月29日及び同年12月10日にA事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成22年7月2日に訂正されているオンライン記録では、19年6月29日は38万4,000円、同年12月10日は40万2,000円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成19年6月29日は38万4,000円、同年12月10日は39万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる

保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から平成 19 年 6 月 29 日は 38 万 4,000 円、同年 12 月 10 日は 39 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、15万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

平成 19 年 12 月 10 日に A 事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなってしまうので、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成 22 年 7 月 2 日に訂正されているオンライン記録では、15 万 6,000 円とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、15 万 2,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

なお、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額は、給与台帳から 15 万 2,000 円と

することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る賞与支払届を、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、平成18年12月27日に支給された賞与において、31万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を31万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月27日

A社から平成18年12月27日に支給された賞与については、厚生年金保険料を控除されているはずであるが、厚生年金保険の記録が確認できないので、申立期間に係る標準賞与の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した所得税源泉徴収簿及び賃金台帳により、申立人は、平成18年12月27日にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、所得税源泉徴収簿及び賃金台帳により、31万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月及び 62 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 4 月
② 昭和 62 年 10 月

平成 3 年に、A 社会保険事務所（当時）から「保険料が未納になっている月があります。」との連絡を受け、その後、同社会保険事務所に行き、申立期間の保険料を納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、A 社会保険事務所から職場に電話があり、「保険料が未納になっている月があります。」との連絡を受け、出産後すぐに保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 2 年 11 月ごろに払い出されており、当該時点では申立期間①及び②は、いずれも時効により、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間当時、申立人の住民票があった B 市では、申立人に係る国民年金の加入記録は無く、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から同年9月まで

私は、会社を退職した後、昭和51年10月以降に自宅を訪問したA市（現在は、B市）役所の人を通じて国民年金の加入手続を行い、そのときに、申立期間の国民年金保険料を自宅で納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月以降に払い出されたことが推認できるとともに、B市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、その当時、A市は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者であるにもかかわらず、申立人を国民年金の強制被保険者として取り扱っており、B市が保管する国民年金被保険者名簿により申立人が53年12月27日に、時効内期間である申立期間直後の51年10月から52年3月までの6か月分の保険料を過年度納付したことが確認できることから、その時点では申立期間については、時効のため納付できなかったものと考えられる上、申立期間について第3回特例納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 12 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月から平成元年 3 月まで
昭和 59 年の夏ごろ、A 市役所の年金課から未納の件で職場に電話があり、納付を始めた。過去にさかのぼり支払可能で分割もできることを聞き、分割で納付をお願いした。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年夏ごろ、A 市役所からの電話により、国民年金保険料を納付し始め、過去の保険料を分割して金融機関で納付したと主張しているが、申立人が A 市に転入届出を行ったのは 61 年 7 月 25 日であることが確認できる上、A 市が保管する申立人に係る国民年金の新規資格取得の届出日は、平成 2 年 3 月 28 日と記録されていることから、新規資格取得を届け出た時点では、申立期間の保険料を A 市に納付することはできないとともに、申立期間の大部分は時効により納付できない期間である。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらないとともに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月 15 日から 43 年 3 月 13 日まで
② 昭和 43 年 3 月 13 日から 45 年 1 月 31 日まで
③ 昭和 45 年 5 月 26 日から同年 8 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 12 日まではA社に、また、同年 3 月 13 日から 45 年 1 月 30 日までの期間及び同年 5 月 26 日から同年 8 月 4 日までの期間はB社にそれぞれ勤務したが、申立期間については厚生年金保険被保険者期間が確認できないので、申立期間に厚生年金保険被保険者であったことを認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A社に勤務していた同僚の証言から、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、既に廃業しており、関連資料も確認できない上、申立期間に同社に勤務していた同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は昭和 42 年 4 月 15 日に資格喪失していることが確認でき、その他に申立人の記録は確認できず、同原票の整理番号に欠落も無い。

申立期間②及び③について、申立人が保管するC技能者手帳の記録により、昭和 43 年 3 月 13 日から 45 年 1 月 30 日までの期間及び同年 5 月 26 日から同年 8 月 4 日までの期間に、申立人がB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、既に廃業している上、申立人の申立期間当時の経

理事務等の担当であった取締役は、申立期間に係る厚生年金保険の適用について、確認できる資料が無いため不明であると回答しており、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたか否かについて、確認できる関連資料や証言を得ることはできない。

また、申立期間にB社に勤務していた複数の同僚からは、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除に関する証言を得ることができないことから、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

さらに、B社の健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人は昭和45年8月1日に資格取得し、同年8月6日に資格喪失していることが確認でき、その他に申立人の記録は確認できず、同原票の整理番号に欠落も無い。

このほか、申立人の申立期間①、②及び③における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年1月1日から37年2月1日まで

私は、昭和36年1月からA社B支店C出張所のD作業所に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する退職手当金計算書から、申立人が申立期間に現場職員として勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社は、「現場職員は現場ごとに（厚生年金保険の）加入の有無を判断していた。当社B支店管内においては一部の現場職員について加入事例が確認されているものもあるが、加入基準については不明。」と回答しており、申立人が挙げた申立人と同所で同種業務に就いていた現場職員の1人は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿にその氏名を確認できるものの、別の1人はその氏名を確認できない。

なお、申立人が挙げた申立人と異なる作業所で、昭和31年4月に現場職員として入社し、その後社員となった同僚の厚生年金保険の適用は、入社から約5年後の36年1月となっていることが確認できる。

また、A社が保管する社会保険被保険者台帳には、申立人の厚生年金保険初取得日がオンライン記録と同じ昭和37年2月1日と記載されている上、A社B支店及びA社B支店工作所に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、同名簿の整理番号に欠落は無い。

さらに、申立人及びA社は、給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料を保管していない上、複数の同僚からも証言を得られないこ

とから、申立人の申立期間に係る給与からの保険料控除の状況について、確認することができない。

このほか、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 6 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで
② 昭和 45 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 45 年 11 月 1 日から 53 年 3 月 1 日まで

私は、A社（B社等に名称変更後、現在は、C社）に勤務していた期間のうち、申立期間における標準報酬月額について、年金事務所の記録と実際の給与の額に相違があるので、正しい金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、ねんきん定期便に記載されている標準報酬月額は、基本給与のみであり、残業手当、出張手当及び通勤手当等が加算されていないと申し立てている。

しかしながら、C社は、賃金台帳等給与からの保険料控除額を確認できる関連資料を保管しておらず、申立人も給与支払明細書等の保険料控除額を確認できる関連資料を有していない上、申立人が主張する申立額は、申立人が赴任地の業務内容等から推測した手取額であることから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、同期入社と同僚のうち一人が保管する昭和 49 年 9 月分から 53 年 3 月分までの給与支払明細書から確認できる保険料控除額から算出した標準報酬月額は、当該同僚のオンライン記録上の標準報酬月額と一致している上、ほかの同僚は、「自己の給与額と標準報酬月額との間に大きな差は無かった。」と証言している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 20 日から 45 年 9 月 1 日まで

私は、申立期間にAという会社の「B」という店舗に勤務したのに、厚生年金保険の加入記録が無かった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が「B」という店舗に勤務していたことは、期間の特定はできないものの、申立期間当時、「C」という屋号で同店舗を経営していたD社からの回答により推認できる。

しかしながら、商業登記簿によると、E社（現在は、D社）の設立は平成5年2月2日である上、オンライン記録によると、同社における厚生年金保険の新規適用は同年3月1日であり、申立期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる。

また、E社の元事業主（申立期間当時の個人事業主の妻）は「申立期間当時は個人事業主で、この業種については社会保険の届出の必要が無かった。当時の従業員は全員社会保険に加入しておらず、申立人の社会保険料については、控除も納付もしていない。」と供述している上、申立人が名前を挙げた複数の同僚の記録も特定できないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人が申立期間と一緒に「B」に勤務したとしている夫についても当該期間に厚生年金保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 29 日
② 平成 19 年 12 月 10 日

平成 19 年 6 月 29 日及び同年 12 月 10 日に A 事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成 22 年 7 月 2 日に訂正されているオンライン記録では、19 年 6 月 29 日は 114 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 124 万 9,000 円とされているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成 19 年 6 月 29 日は 114 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 121 万 9,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 事業所の代表者であり、賞与からの厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所（当時）に対する届出事務を申立人の妻である事務長と共に担当していたと供述している上、当時の複数の従業員は、申立人と申立人の妻が社会保険事務を担当していたと証言している。

また、申立人は平成 19 年 6 月 29 日の賞与に係る届出を年金給付額の計算に反映できる期間までに提出したと主張しているものの、社会保険事務所で受理されていないこと、及び同年 12 月 10 日の賞与に係る届出をしていないことにより、社会保険事務所は当該賞与に係る保険料の納入告知をしておら

ず、このため事業主が賞与から控除した保険料を社会保険事務所に納付していないことについて、社会保険事務及び経理事務を所管する代表者である申立人が知り得る立場ではなかったとは考え難い。

ところで、当年金記録確認第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、申立人は特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準賞与額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 29 日
② 平成 19 年 12 月 10 日

平成 19 年 6 月 29 日及び同年 12 月 10 日に A 事業所から支給された賞与からは厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、年金額の計算に反映されなくなっているため、申立期間の標準賞与額について、年金額に反映されるよう措置してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る標準賞与額について、事業主が提出した賞与支払届に基づき平成 22 年 7 月 2 日に訂正されているオンライン記録では、19 年 6 月 29 日は 54 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 62 万 3,000 円とされているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされている。

一方、事業主が提出した給与台帳から、平成 19 年 6 月 29 日は 54 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 60 万 8,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、A 事業所の事務長であり、賞与からの厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所（当時）に対する届出事務を担当していたと供述している上、当時の複数の従業員は、申立人が社会保険事務及び経理事務を担当していたと証言している。

また、申立人は、平成 19 年 6 月 29 日の賞与に係る届出を申立人の夫である代表者が提出したと主張しているものの、社会保険事務所で受理されていないこと、及び事業主が同年 12 月 10 日の賞与に係る届出をしていないことにより、社会保険事務所は当該賞与に係る保険料の納入告知をしておらず、

このため事業主が賞与から控除した保険料を社会保険事務所に納付していないことについて、社会保険事務及び経理事務を担当する申立人が知り得る立場ではなかったとは考え難い。

ところで、当年金記録確認第三者委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるか否かを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、申立人の賞与から厚生年金保険料が控除されていることは確認できるが、申立人は特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 60 年 12 月 29 日から 61 年 1 月 1 日まで
② 昭和 61 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 昭和 61 年 12 月 29 日から 62 年 1 月 1 日まで
④ 昭和 62 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで
⑤ 昭和 62 年 5 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
⑥ 昭和 62 年 11 月 1 日から 63 年 1 月 1 日まで
⑦ 昭和 63 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑧ 昭和 63 年 12 月 1 日から平成元年 4 月 1 日まで

申立期間①、③及び④については、A事業所に、申立期間②については、B事業所に、申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧についてはC事業所に勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたのに、厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしい。

この期間について、厚生年金保険被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、③及び④については、複数の同僚等の証言から、勤務の期間は特定できないものの、申立人がA事業所（現在は、D事業所）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる関連資料を保管しておらず、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立期間①及び③における雇用保険の加入記録は確認できず、申立期間④については、雇用保険の加入記録は確認できるものの、オンライン記録により昭和 62 年 3 月 10 日に健康保険被保険者証が返納されていることが確認できる。

また、申立人が名前を挙げた同僚及び職員並びに申立人と同時期にD事業所に勤務していた複数の同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

申立期間②については、複数の同僚等の証言から、勤務の期間は特定できないものの、申立人がB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる関連資料を保管しておらず、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人が名前を挙げた職員及び申立人と同時期にB事業所に勤務していた複数の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、B事業所は、申立期間当時、臨時職員の雇用形態として、3か月以上、3か月未満（1か月程度）及び1日の3形態があり、3か月未満の場合、雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかったとしているところ、申立人の雇用保険の加入記録は昭和61年6月2日から同年7月12日までとなっている上、申立人が従事していたE事務に係る作業完了日は同年7月6日であり、申立人より先の同年4月から勤務していた同僚2人はオンライン記録及び雇用保険の加入記録により、離職日は、それぞれ同年7月10日及び同年7月12日であることが確認できることから、申立人の勤務期間は、B事業所が厚生年金保険に加入させていなかったとする3か月未満の勤務形態であったと推認される。

申立期間⑤、⑥、⑦及び⑧については、複数の同僚等の証言から、勤務の期間は特定できないものの、申立人がC事業所（現在は、F事業所）に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、F事業所は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していた事実を確認できる関連資料を保管しておらず、厚生年金保険の適用状況等について確認することができない上、申立人が名前を挙げた同僚のほか、申立人と同時期にF事業所において申立人と同様の業務に従事していた複数の同僚からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

また、上記の同僚も全員、申立期間に係るF事業所における厚生年金保険被保険者の記録を確認できない。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 16 年 9 月 1 日から 17 年 5 月 1 日まで
② 平成 17 年 6 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
③ 平成 21 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①から③までについて、実際の給料の額と年金記録の標準報酬月額に相違があるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、A社が提出した申立期間①、②及び③に係る給与支払報告書及び給与明細書に基づき、各申立期間の標準報酬月額を算出したところ、その額は、申立人のオンライン記録上の標準報酬月額と保険料控除額及び報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額のいずれか低い方の額と同額又はオンライン記録上の標準報酬月額より低額であることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月25日から29年12月1日まで
私は、申立期間について、A社に勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の記録が確認できないので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同級生で、申立人と同じくA社に勤務していたとする同僚の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、昭和31年7月3日に適用事業所ではなくなっている上、後継事業所であるB社は「当時の資料は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することはできない。

また、申立人は、入社当初、C業務従事者として勤務していたところ、一緒に勤務していた従事者の名前を挙げているが、当該従事者のオンライン記録の資格取得日は昭和28年8月1日となっており、申立人が入社したと主張する25年2月から約3年間の未加入期間がある。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。